

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金 概要

1. 対象経費

○新型コロナウイルス感染拡大防止対策

令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間

○運行の維持

令和2年4月1日～令和2年7月31日の期間

※同期間において、滋賀県バス運行対策費補助金および滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金を受ける路線の運行維持にかかる経費を除く。

事業者が支出した上記項目の経費を対象とし、事業者が運行する車両台数に応じて交付する

2. 対象事業者

○鉄道事業者（1両あたり400千円）

- ・他府県にまたがって運行している車両については、上記の1/2
- ・市町が鉄道施設を保有している場合については、上記の1/2

○バス事業者（1両あたり200千円）

- ・令和2年4月1日時点で乗合自動車として近畿運輸局あてに報告している車両のみ
- ・専ら他府県を起終点とする路線で運行する車両については、上記の1/2
- ・専ら市町が運営するコミュニティバスの運行の用に供する車両については、上記の1/2
- ・市町が交通空白地解消のために運行する自家用有償車両については、1両あたり66千円

○タクシー事業者（1両あたり50千円）

- ・個人タクシー事業者および福祉タクシー事業者は除く

○船舶事業者（1隻あたり200千円）

※対象は令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間に運行の用に供していたものに限る。

※バス車両は乗車定員11人以上の車両、タクシー車両は乗車定員11人未満の車両とする。

※新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費および運行維持に要する経費にかかる国庫補助・市町補助を受ける場合には、当該補助を受けた金額を補助対象経費から控除することとする。